

教育標準時間認定（1号認定）こどもに係る保育料について

1. 利用者負担（保育料）の設定について

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付」と、小規模保育など地域における保育事業に対する「地域型保育給付」が創設されます。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

（子ども・子育て支援法第27条、29条）

これにより、市町村においては、新制度の実施主体として、教育標準時間認定（1号認定）を受けた子ども、保育認定を受けた満3歳以上子ども（2号認定）、保育認定を受けた満3歳未満子ども（3号認定）の区分ごとに、利用者負担額を設定する必要があります。

本市においても、新たに幼稚園利用者負担（保育料）の設定や、保育所利用者負担についても「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの保育料の設定が必要となります。

※ 市町村が定める利用者負担額のほか、各幼稚園等において、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）や、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用）が可能です。

2. 幼稚園における現行の保育料について

現在、川越市には32の私立幼稚園があります。

私立幼稚園の保育料は、各園が独自に金額を設定し、保護者が幼稚園に対して保育料を支払った後に、保護者の負担軽減を図るため所得に応じて就園奨励費補助金（年額21,000円から308,000円）が市から園を通じて支給されています。

そのため、実質的には応能負担となっているといえます。

【私立幼稚園 3 2 園の現状】

	入園料（3年分）	保育料（月額）
金額	40,000 円～100,000 円	20,000 円～28,000 円
平均額	65,419 円	22,795 円

「入園料+3年分保育料」を1か月あたりの額に換算した金額：24,600 円

3. 新制度における幼稚園の保育料について

(1) 国が示す利用者負担の考え方

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、現行の幼稚園等の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が月ごとの利用者負担額を定めることとされています。

国が定める水準は、現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在、負担している保育料等に基づいて設定されています。（具体的には、実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた実負担額となっております。）

【教育標準時間認定（1号認定）における国の利用者負担の水準について】

利用者負担	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在実際に負担している料金を保育料として設定（全国平均の保育料等から保護者の所得に応じて支給される幼稚園就園奨励費補助金を考慮した金額）
所得階層区分	5階層（現行の幼稚園就園奨励費補助金の所得階層区分と同じ） ただし、第2、第3階層で、母子世帯等を対象とした軽減措置の実施により、実質は7階層
所得階層区分の設定	市民税額を基に設定
年齢区分による負担額の差	なし
備考	幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。 国が定める水準は、最終的には平成27年度予算編成を経て決定される。

(2) 本市における利用者負担について

利用者負担の設定にあたり考慮が必要な事項として、次の点が挙げられます。

- ① 現行の幼稚園の利用者負担に基づき設定された国が定める水準を踏まえて設定する。市民税額に基づいた階層区分による応能負担とする。
- ② 教育標準時間認定（1号認定）においては、幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。
- ③ 本市における現行の幼稚園就園奨励費補助金の金額を踏まえ、現在、幼稚園利用者が負担している保育料等との整合性を図る。
- ④ 本市の保育短時間の利用者負担についても考慮する。
- ⑤ 利用者負担額については、国が定める水準に示されているとおり、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

(3) 利用者負担の案について

【案1】国の利用者負担基準額（案）を踏まえた利用者負担額

国が定める水準は、保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた実負担となっており、現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して設定されています。そのため、本市における利用者負担額の設定にあたっては、国が定めた利用者負担の水準をできる限り踏まえて設定する必要があります。

それに上記②の、第2階層区分、第3階層区分において国から追加された母子世帯等の減免措置を考慮します。

また、本市では、第5階層の一定以上の所得のある世帯等に対しても年額21,000円の市単独補助を実施していることから、③の就園奨励費補助金との整合性を図るために減額します。

それらを踏まえた案は、次の表のとおりです。

利用者負担（月額）（案）

階層区分		推定年収	利用者負担水準 (国)	利用者負担 市(案)
1	生活保護世帯	—	0	0
2	(1) 市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯 含む)(母子世帯等)	~270万円	0	0
	(2) 市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯 含む)	~270万円	9,100円	9,100円
3	(1) 市民税所得割課税額 77,100円以下 (母子世帯等)	~360万円	15,100円	15,100円
	(2) 市民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円	16,100円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円	20,500円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上(※)	680万円~	25,700円	23,900円

※ 第5階層には、上記1~4に該当しない世帯を含む。

【案2】本市の保育短時間の利用者負担額を考慮した利用者負担額

保育短時間の利用者負担（2号認定）について、国が示した基準から、本市が設定した保育短時間の利用者負担（案）の減額率を算出し、国が示した幼稚園等利用者負担（1号認定）の各階層に適用させて設定します。

なお、保育短時間の利用者負担については、国基準と市（案）では階層数が異なるため、国基準に合わせて統合したうえで平均減額率を算出します。

全所得階層における平均減額率：52%

それらを踏まえた案は、次の表のとおりです。

利用者負担（月額）（案）

階層区分		推定年収	利用者負担水準 （国）	利用者負担 市（案）
1	生活保護世帯	—	0	0
2	（1）市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯 含む）（母子世帯等）	～270万円	0	0
	（2）市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯 含む）	～270万円	9,100円	0円
3	（1）市民税所得割課税額 77,100円以下 （母子世帯等）	～360万円	15,100円	7,200円
	（2）市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	7,700円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円	9,800円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上（※）	680万円～	25,700円	12,300円

※ 第5階層には、上記1～4に該当しない世帯を含む。

【案3】 現行の就園奨励費を踏まえた利用者負担額

国が示した幼稚園等利用者負担（1号認定）では、保育料の全国平均値から幼稚園就園奨励費の単価を差し引いた金額である25,700円を上限としています。この上限額を市内幼稚園の入園料・保育料の1か月あたり平均額である24,600円として、各所得（市民税所得割額）階層の幼稚園就園奨励費に相当する金額を減じて設定します。

第5階層の一定以上の所得のある世帯等については、【案1】と同様に、就園奨励費補助金年額21,000円分を減額します。

それらを踏まえた案は、次の表のとおりです。

利用者負担（月額）（案）

階層区分		推定年収	利用者負担水準 （国）	利用者負担 市（案）
1	生活保護世帯	—	0	0
2	（1）市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯 含む）（母子世帯等）	～270万円	0	0
	（2）市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯 含む）	～270万円	9,100円	8,000円
3	（1）市民税所得割課税額 77,100円以下 （母子世帯等）	～360万円	15,100円	14,000円
	（2）市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	15,000円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円	19,400円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上（※）	680万円～	25,700円	22,800円

※ 第5階層には、上記1～4に該当しない世帯を含む。